<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 高齢受給者証の再交付 |
|---------|---------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康保険法施行規則第7条の4第4項 |

| 基準規定 | 国民健康保険法施行規則第7条の4第4項・第5項 |
|--------|---|
| 審査基準 | ■設定 □未設定 (1) 世帯主は、高齢受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 ① 被保険者の氏名、性別及び生年月日 ② 再交付申請の理由 ③ 被保険者証の記号番号 (2) 高齢受給者証を破り、汚した場合は、申請書に、その高齢受給者証を添えなければならない。 |
| 参考資料 | |
| 標準処理期間 | ■設定 □未設定 即日 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 保険基準収入額の適用申請 |
|---------|----------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康保険法施行規則第 24 条の 3 |

| <審査基準/標準処理期間> | | | | |
|---------------|-----|----|---|--|
| 基 | 準 | 規 | 定 | 国民健康保険法第 42 条第 1 項第 4 号 国民健康保険法施行令第 27 条の 2 第 2 項・第 3 項 国民健康保険法施行規則第 24 条の 3 |
| 審 | 査 | 基 | 準 | 国民健康保険法施行規則第24条の3 ■設定 □未設定 70歳以上74歳未満の被保険者(後期高齢者医療制度の対象者を除く。)のうち一部負担金の額が3割とされている者であって、次の要件を満たす場合においては、被保険者の属する世帯の世帯主による申請に基づき、一部負担金又は自己負担限度額を軽減するものとする。 (1)同一世帯の70歳から74歳の1人の収入の合計が、基準収入額(383万円)に満たない場合 (2)同一世帯の70歳から74歳の2人以上の収入の合計が、基準収入額(520万円)に満たない場合 (3)同一世帯の70歳から74歳の2人以上の収入の合計が、基準収入額(210万円)に満たない場合 |
| 参 | 考 | 資 | 料 | |
| 標差 | 準 処 | 理期 | 間 | ■設定 □未設定 14 日 |
| 備 | | | 考 | |
| 設 | 5 | 定 | 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定 |
|---------|----------------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 2 項 |

| <番宜奉 | 干/ 1万 | 一人 | 至初 印 / |
|------|-------|----|---|
| 基準 | 規 | 定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 2、第 26 条の 3 第 1 項・第 2 項・第 4 項、第 26 条の 6 の 3 国民健康保険法第 52 条第 2 項、第 52 条の 2 第 2 項 |
| 審査 | 基 | 準 | ■設定 □未設定 入院時の食事代について標準負担額の減額の認定を受けることができる者は、次のいずれかに該当する場合である。 (1) 被保険者の属する世帯の国民健康保険の被保険者全員について、療養のあった月の属する年度分(4月から7月までの場合は前年度分)の町民税が課されないか又は免除される場合 (2) 標準負担額の減額がなされれば、生活保護を必要としなくなる場合 |
| 参考 | 資 | 料 | |
| 標準処 | 1理期 | 間 | ■設定 □未設定 14 日 |
| 備 | | 考 | |
| 設 | 定 | 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 食事療養標準負担額の減額認定証の再交付 |
|---------|----------------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項 |

| 基準規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項・第 6 項 |
|--------|---|
| 審査基準 | ■設定 □未設定 (1) 世帯主又は組合員は、減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (2) 減額認定証を破り、汚した場合は、申請書に、その減額認定証を添えなければならない。 |
| 参考資料 | |
| 標準処理期間 | ■設定 □未設定 即日 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 食事療養標準負担額減額に関する特例 |
|---------|----------------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 1 項 |

| 基準規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 5、第 27 条の 14 の 3 第 6 項 |
|--------|--|
| | ■設定 □未設定 |
| | 入院時の食事代について標準負担額の減額認定証を保険医療機関に提出しなかったため減額しない標準負担額を支払った場合において、現に支払った標準負担額と減額により支払うべき額との差額を支給することができる。 支給の対象となるのは、減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと認められるときである。 |
| 審査基準 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 参考資料 | |
| | ■設定 □未設定 |
| 標準処理期間 | 30 日 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 生活療養標準負担額減額の認定 |
|---------|--------------------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 1 項 |

| 基準規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 1 項 |
|--------|--|
| 審査基準 | ■設定 □未設定 生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した生活療養標準負担額減額認定申請書に、第2号及び第3号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 (1) 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日 (2) 認定を受けようとする被保険者の入院期間 (3) 令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及び口に定める者の全てが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者である旨 (4) 被保険者証の記号番号 |
| 参考資料 | |
| 標準処理期間 | ■設定 □未設定 14 日 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 生活療養減額認定証の再交付(第 26 条の 3 第 5 項準用) |
|---------|----------------------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 4 項 |

| 基 | 準 | 規 | 定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 5 項 |
|---|-----|----|---|--|
| | | | | ■設定 □未設定 |
| 審 | 査 | 基 | 準 | (1)世帯主又は組合員は、生活療養減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。(2)生活療養減額認定証を破り、汚した場合は、申請書に、その減額認定証を添えなければならない。 |
| 参 | 考 | 資 | 料 | |
| | | | | ■設定 □未設定 |
| 標 | 準 処 | 理期 | 間 | 即日 |
| 備 | | | 考 | |
| 設 | | 定 | 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 生活療養標準負担額減額に関する特例(第 26 条の 5 第 1 項準用) |
|---------|--------------------------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 6 の 4 第 6 項 |

| 基準規定 | 国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 1 項 |
|--------|---|
| 審査基準 | ■設定 □未設定 生活療養減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために減額しない生活療養標準負担額を支払った場合において、生活療養減額認定証を提出しなかったことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があったならば支払うべき生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時生活療養費として支給することができる。 |
| 参考資料 | |
| 標準処理期間 | ■設定 □未設定 30 日 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 特定疾病受療者証の再交付 |
|---------|---------------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康法施行規則第 27 条の 13 第 8 項 |

| 基準規定 | 国民健康保険法施行規則第27条の13第1項・第4項・第8項・第9項 |
|--------|--|
| | ■設定 □未設定 |
| 審査基準 | (1) 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (2) 特定疾病受療証を破り、汚した場合は、申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。 |
| 参考資料 | |
| | ■設定 □未設定 |
| 標準処理期間 | 即日 |
| | |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 限度額適用認定証の再交付(第 26 条の 3 第 5 項準用) |
|---------|---------------------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康法施行規則第 27 条の 14 の 2 第 6 項 |

| 基準規定 国民健康保険法施 | 行規則第 26 条の 3 第 5 項・第 6 項 |
|------------------------------|--|
| ちに申請書を保 | 合員は、限度額適用認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直 険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。 定証を破り、汚した場合は、申請書に、その限度額適用認定証を |
| 参考資料 | |
| ■設定 □未設定 | |
| 標準処理期間 即日 | |
| 備考 | |
| 設 定 日 平成 27 年 10 月 31 | 1 日 |

<個票情報>

| 所 管 部 署 | 福祉保健課 |
|----------|------------------|
| 適用日(掲載日) | 平成 27 年 3 月 31 日 |

<処分の概要>

| 許認可等の名称 | 特別療養証明書の再交付 |
|---------|----------------------|
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根拠規定 | 国民健康法施行規則第 28 条第 6 項 |

| 基準規定 | 国民健康保険法施行規則第28条第6項・第7項 |
|--------|--|
| | ■設定 □未設定 (1) 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失ったときは、ただちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (2) 特別療養証明書を破り、汚した場合は、申請書に、その特別療養証明書を添えなければならない。 |
| 審査基準 | |
| 参考資料 | |
| 標準処理期間 | ■設定 □未設定 即日 |
| 備考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |